

本規定は昭和十七年三月三十一日迄に荷渡出来なかつた既發行割當證明書に付ては、需要統制團體は之を回收しまして、其の中で絶対必要なものに付ては、新規割當の範囲内で、舊割當を復活する事が出来ると云ふ規定でありまして、これに依つて割當が増加する譯ではないのであります。

(ニ) 既割當分中實施期迄ニ入手見込簿キモノニシテ復活時期遅延ノ不可ナルモノニ付テハ需要者ニ於テ直チニ割當證明書ヲ回收シ之ヲ團體ニ提示シ新規割當中へ復活セシムル様措置スルモノトス

前項が入手出来なかつた場合に付いての規定であるに對し本項は入手見込簿きものに關する規定で主旨とする所は前項と同様であります、只前項が確定である爲、復活の時期が翌々期であるに對し、本項の措置に於ける復活は翌期に於てなされると云ふ違ひがある丈であります。何れにしても、復活を要するものに付ては、今回の受註量に對する申込の中に織り込んで頂くことになる譯ですが、時日が切迫してゐるので非常に困難のことゝ存じまして此の點深く御詫びする次第であります。

2、一般需要

(イ) 特定需要及團體需要ニ移行セザル者若ハ團體ニ付テハ其ノ受渡未了割當證明書數量ヲ明確ニシタル上本措置實施後適當ノ時期ニ於テ(1)ノ方法ニ準ジ新様式割當證明書ニ移

行ス

右數量ヲ明ニセンガ爲之等ノ者ガ本措置實施後ニ於テ舊割當證明書ヲ行使スルニ當リテ

ハ發券團體ノ證印ノ押捺ヲ受クルモノトス

一般需要に屬する需要統制團體の未發行割當保有量と既發行受渡未了割當證明書は依然として有効であります、其の受渡未了の割當證明書の數量を明かにしました上で、適當な時期に於いて前項(1)の方法に準じ此等舊切符を整理し、新様式割當證明書に移行する筈であります。従ひまして移行致す迄は從來の様式の割當證明書が發行せられ且つ有効である譯であります。

唯右に述べました數量を明かにする爲に、昭和十七年四月一日以降舊様式の割當證明書を使用します場合には發券團體の證印の押捺を受けることになつて居ります。従つて證印なきものに對しては荷渡出来ないことになります。

又此の證印の形式に付きましては後日商工省と協議の上、本會より御通知致すことになつて居ります。

(ロ) 此ノ爲實施期以後ノ數期ニ涉リ適當量ノ整理用鋼材ヲ保留ス

一般需要は右の様に既割當分に新規割當が加はりますので、どうしても之を消化する爲には新期割當以上の鋼材を必要としますので、昭和十七年第一四半期以降數期に亘つて、適當量の整理用鋼材を保留しまして消化に努め、或る程度緩和せられた後本措置に乗り移らうと云ふ譯

であります。

3、本措置ハ昭和十七年度第一四期分ヨリ之ヲ實施ス
本措置は昭和十七年四月一日（昭和十七年第一、四半期）以降より實施せられることとなり
ます。

—(完)—

(補足) 事務手續ニ關スル修正要點 (昭和十七年四月)

- 一、下請關係ニ付テノ申込方法ヲ變更シタコトト即チ申込表提出者ハ現實ニ現品ヲ購入スル者ニ限ル事トシタコト
- 一、從ツテ申込明細表(A、A')表ハ直接使用分、下請受註分ノ二種類トナツタコト(申込集計表(B表)ハ從來通り直接使用分、下請受註分、下請發註分ノ三種類)
- 一、揚地別申込總括表(D表)ヲ新ニ御提出願フコトニシタコト
- 一、申込總括表(D表)下請發註分ヲ廢シ、下請發註分受註者別發註數量一覽表(E表)ヲ以テ代ヘルコトトシタコト、又E表中ニ需要統制機關ガ申込ヲセズシテ一般需要トシタ數量ヲ明記サセルコトトシタコト、從ツテB表ニモ各需要者ガ一般需要トシタル數量ヲ記入シテ戴クコトニシタコト
- 一、配給地區ガ多少變更セラレタコト

- 一、寸法ニ付標準引受寸法ヲ設ケ、差支ヘナキ限り此ノ寸法デ申込ンデ戴クコトトシタコト
- 一、數量ニ付テハ特定團體需要ニ付夫々引受基準數量ヲ設ケ、此ノ數量ニ達シナイモノハ一般需要扱トシタコト
- 一、特定需要ニ付テハ申込表ノ提出先ヲ販賣統制會社トシタコト
- 一、申込明細表(A、A'表)ノ提出通數三通トシタコト

四、附 表

(1) 配給地區一覽表

- 一、棒鋼、形鋼、厚鋼板
- (1) 東京地區
東京、神奈川、埼玉、千葉、栃木、群馬、茨城、福島、宮城、山形、岩手、秋田、青森、新潟、山梨、長野
- (2) 大阪地區
大阪、京都、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、岡山、廣島、鳥取、島根、愛媛、香川、高知、徳島、鹿兒島、沖繩、朝鮮、臺灣
- (3) 名古屋地區

愛知、三重、岐阜、福井、石川、富山、静岡

(4) 八幡地区

山口、福岡、長崎、熊本、大分、佐賀、宮崎

(5) 東京、大阪共同地区(申込は東京地区)

北海道、樺太

一、薄板

(1) 東京地区

東京、神奈川、埼玉、千葉、栃木、群馬、茨城、福島、宮城、山形、岩手、秋田、青森、新潟、山梨、静岡、長野

(2) 大阪地区

大阪、福井、京都、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、岡山、広島、鳥取、島根、愛媛、香川、高知、徳島、鹿児島、沖縄、臺灣

(3) 名古屋地区

岐阜、愛知、石川、富山、三重

(4) 九州地区

山口、福岡、長崎、熊本、大分、佐賀、宮崎

(5) 東京、大阪共同地区(申込は東京地区)

北海道、樺太

一、鋳力板、帯鋼

(1) 東京地区.....薄板に同じ

(2) 大阪地区(含九州地区).....同

(3) 名古屋地区.....同

一、高級仕上鋼板、仕上鋼板、珪素鋼板、硬鋼板

(1) 東京地区.....薄板に同じ

(2) 大阪地区(含名古屋地区及九州地区).....同

一、筒管

(1) 東部地区

福井、岐阜、三重以東及北海道、樺太

(2) 西部地区

京都、滋賀、奈良、和歌山以西及朝鮮、臺灣

一、軌條及繼目板、タイプレート、線材、矢板、外輪、リムリングバー、サツシユバー

全國一地区

(2) 申込表提出先名簿

委託店 及問屋 組合名	住所	取扱品 種類
鐵鋼販賣統制株式會社	東京市麴町區丸ノ内二ノ二〇 電話丸ノ内一、二五二一、五二、五七一、四	鐵鋼會館内
大阪支店	大阪市北區宗是町一番地 電話土佐堀二、一〇一、一三、一、九八七、 五、一〇八	
同	八幡支店	
同	八幡市大字槻田一、五一五番地ノ二 電話八幡二、六八五、一六	
同	名古屋支店	
同	名古屋市西區御幸本町通九丁目八番地 日本徴兵館 電話本局二、〇九二	
同	京城支店	未定
同	臺北支店	
同	廣島出張所	
同	新潟出張所	
同	仙臺出張所	
同	札幌出張所	

三井物産株式會社本店	東京市日本橋區室町二ノ一ノ一 電話日本橋三、三二一、六〇、三、三二一、七〇	重軌條及繼目板、輕軌條及繼目板(外地、圓プロック)
同	大阪支店	棒鋼、形鋼、矢板、厚板、薄板、硬鋼板、鉭力、珪素鋼板、高級仕上鋼板、仕上鋼板、線材(特殊線材ハ針布用ノミ)帶鋼
同	名古屋支店	
同	八幡出張所	
三菱商事株式會社本店	東京市麴町區丸ノ内二丁目一〇、四四一、一三〇 電話丸ノ内四三六一、一七〇、四四一、一三〇	重軌條及繼目板、輕軌條及繼目板(外地、圓プロック)
同	大阪支店	棒鋼、形鋼、矢板、厚板、薄板、鉭力、珪素鋼板、普通線材、帶鋼
同	名古屋支店	
同	門司支店	
同	八幡出張所	
株式會社岩井商店本社	大阪市東區北濱四ノ四三 電話北濱三四三、三五〇、二五二八、三八五三	輕軌條及繼目板(外地、圓プロック)棒鋼、形鋼、矢板、厚板、薄板、鉭力、硬鋼板、高級仕上鋼板、仕上鋼板、普通線材、特殊線材(低炭素、鍍裝用、電信用、硬鋼)帶鋼
同	東京支店	
同	八幡支店	
同	名古屋支店	

株式會社安宅商會本社

大阪市東區今橋五丁目一四
電話北濱六一五〇、六一五〇九、六一四一〇、六一四一〇

輕軌條及繼目板(外地、圓
ブロック)棒鋼、形鋼、矢

同 東京支店

東京市麴町區丸ノ内二丁目八重洲ビル
電話丸ノ内二一八一、二一八五

板、厚板、薄板、硬鋼板、
鋳力、普通線材、特殊線材

同 名古屋支店

名古屋市中區廣小路通六ノ三住友ビル
電話本局二六七、六一七、四一七〇

(低炭素、鍍裝用、電信用、
硬鋼)帶鋼

同 八幡支店

八幡枝光白川町一丁目八二四
電話八幡八三一

大倉商事株式會社本社

東京市京橋區銀座二ノ三
電話京橋二一三〇、一四九

同 大阪支店

大阪市東區釣鐘町二ノ二九
電話東一三一三

同 名古屋出張所

名古屋市中區南大津町一ノ一〇千代田ビル
電話中三九二八

同 門司出張所

門司市內濱町三ノ二一
電話門司二二五五

淺野物産株式會社本店

東京市麴町區丸ノ内二丁目六ノ一海上ビル
電話丸ノ内二五八〇、二五八一、二五九〇

同 大阪支店

大阪市東區瓦町二丁目五、三和ビル
電話北濱五九一五、一五、四八一七、五五

同 名古屋出張所

名古屋市中區榮町三丁目五ノ三安田信託ビル
電話中二三二五、二三八五、二三九〇

同 門司支店

門司市棧橋通一番地郵船ビル
電話門司一九四一、二四八四、二四八五

日商株式會社本社

大阪市東區今橋三ノ三〇
電話北濱六一〇一、六一〇九

同 東京支店

東京市麴町區丸ノ内二ノ六八重洲ビル
電話丸ノ内三三三六、三三三九、三三二

同 名古屋支店

名古屋市中區西區御幸本町通九ノ八日本徴兵館
電話本局五七七五、五七七九

日本鋼材株式會社本社

東京市麴町區丸ノ内二丁目二
電話丸ノ内一五四一、一五四三

同 大阪支店

大阪市北區宗是町一
電話土佐堀四九二四、六九三八

同 八幡出張所

八幡市白川町一ノ八一
電話八幡一七七六

高島屋飯田株式會社本店

東京市京橋區銀座西二ノ一
電話京橋一一二一、一一二五

同 大阪支店

大阪市東區橫堀一ノ一
電話北濱一七三九、二三一〇

同 名古屋支店

名古屋市中區廣小路通六丁目
電話本局一〇一三一、一〇一四、二九六、三三三

日本レール株式會社

東京市日本區吳服橋三ノ七
東京建物ビル

同 山本商會本社

大阪市南區安堂寺橋通一ノ一〇
電話船場三五〇八、三五二二

同 東京營業所

東京市麴町區丸ノ内二ノ一八岸本ビル
電話丸ノ内四七七八

同 小倉營業所

小倉市博勞町六〇ノ一
電話小倉九八六

特殊線材(低炭素、硬鋼)

輕軌條及繼目板

鋼板、帶鋼

薄板(發生品)、鋳力、珪素

鋼板、高級仕上鋼板、仕上

普通線材、帶鋼

棒鋼、形鋼、厚板、薄板、

(普通、特殊)、帶鋼

上鋼板、仕上鋼板、線材

硬鋼板、珪素鋼板、高級仕

棒鋼、形鋼、厚板、薄板、

仕上鋼板、普通線材、帶鋼

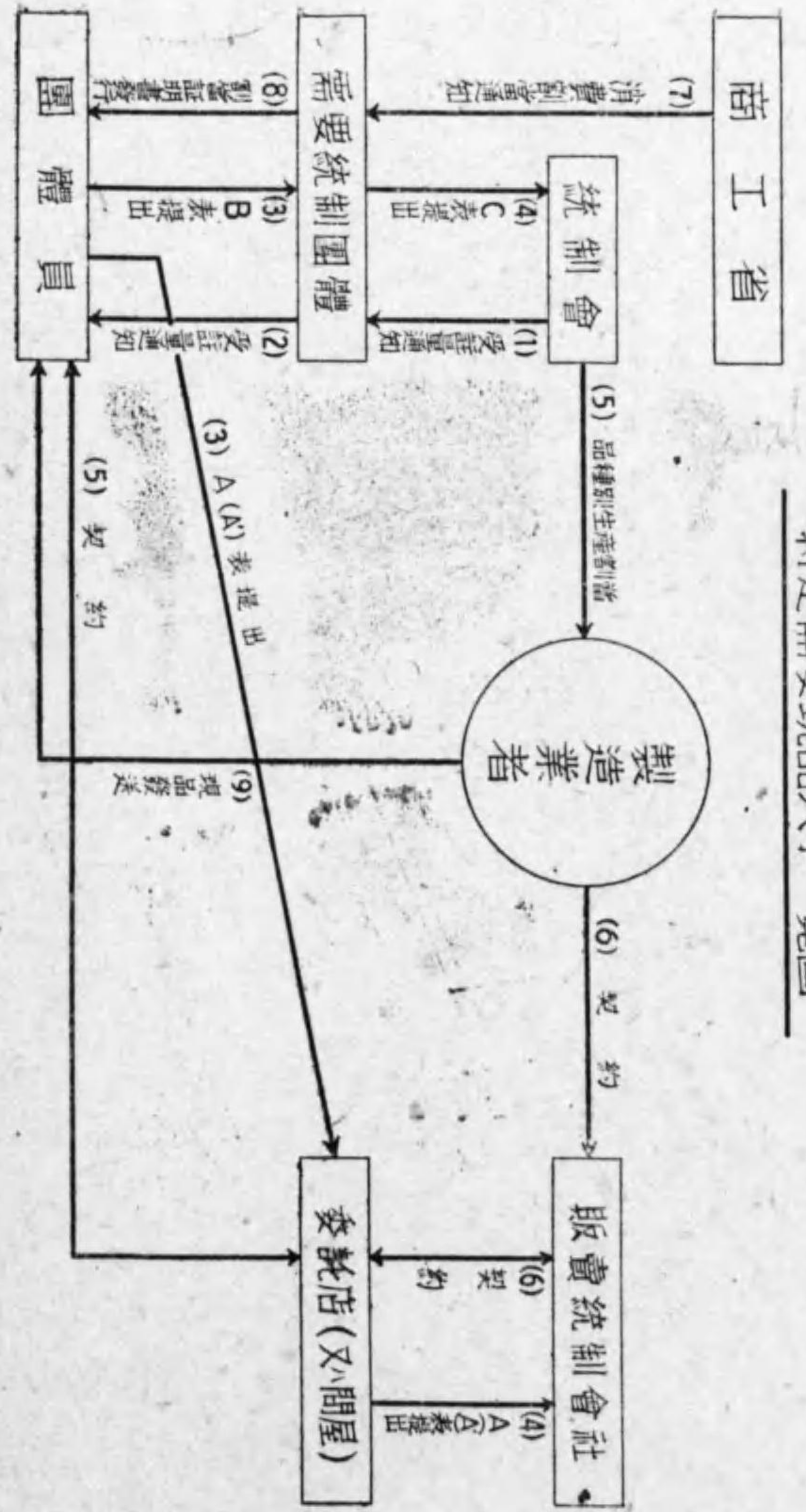
棒鋼、形鋼、厚板、薄板、

東京地區鋼材問屋 商業組合共同配給所	東京市日本橋區茅場町二ノ一六 清水ビル	棒鋼、形鋼、厚板（共配所 ナシ）
大阪地區鋼材問屋 商業組合共同配給所	大阪市西區立賣堀南通六ノ一三 大阪鋼材内	同右
名古屋地區鋼材問屋 商業組合共同配給所	名古屋市中區榮町三ノ五 明治屋ビル	同右
八幡地區鋼材問屋 商業組合共同配給所	小倉市寶町四ノ六二	同右
東部地區中間鋼配給會	東京市日本橋區茅場町二ノ一六 清水ビル	機械構造用炭素鋼、雜用工 具用炭素鋼
大阪地區中間鋼配給會	大阪市西區立賣堀南通三ノ三	同右
名古屋地區中間鋼配給會	名古屋市中區廣小路西通二ノ二六 三井物産内	同右
八幡地區中間鋼配給會	小倉市寶町四ノ六二	同右
全國シャリング業統制組合	東京市麴町區丸ノ内二ノ一六 第二鐵鋼會館内	鋼板（シャール）
東京薄板代表特約問屋組合	東京市京橋區寶町一ノ九 電話京橋五七八二一三	薄板
大阪薄板代表特約問屋組合	大阪市西區立賣堀南通六ノ一五 大阪鋼材内	同右
名古屋薄板代表特約問屋組合	名古屋市中區大津通り七ノ二 有隣生命ビル	同右

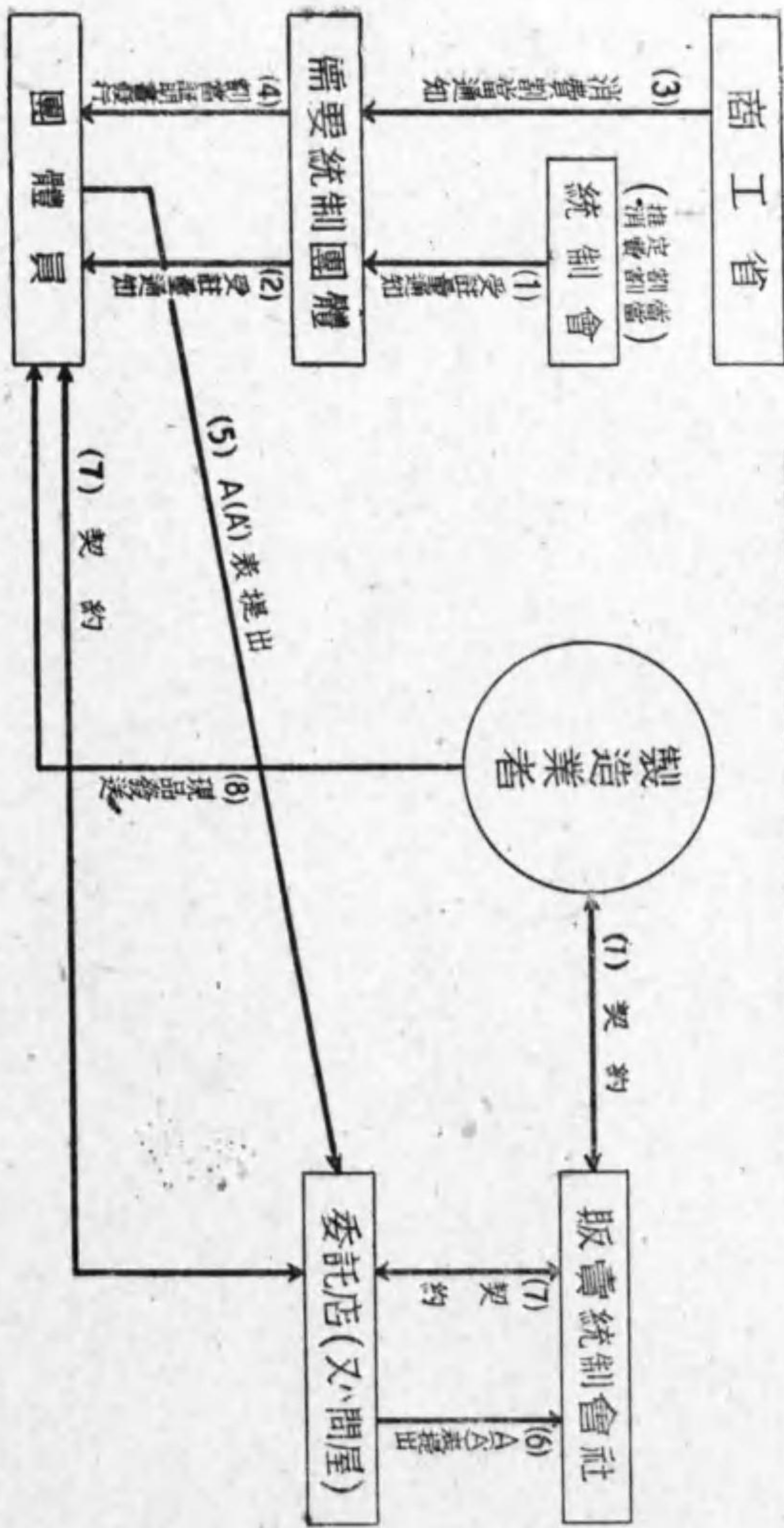
九州薄板代表特約問屋組合	山口縣下關市東南部町七七 仁田商事株式會社内	同右
東京鐵力板代表特約問屋組合	東京市日本橋區兩國四六ノ一 電話浪花二六二七	鐵力板
大阪鐵力板代表特約問屋組合	大阪市北區宗是町一 大阪ビル内	同右
名古屋鐵力板代表特約問屋組合	名古屋市中區大津通七ノ二 有隣生命ビル	同右
東京帶鋼代表特約問屋組合	東京市京橋區寶町一ノ九 電話京橋五七八二一三	帶鋼
大阪帶鋼代表特約問屋組合	大阪市西長堀北通三ノ一一 富本ビル	同右
名古屋帶鋼代表特約問屋組合	名古屋市中區大津通七ノ二 有隣生命ビル	同右
東京高級仕上鋼板代表特約問屋組合	東京市京橋區寶町三ノ七 電話京橋九六五〇	高級仕上鋼板、仕上鋼板
大阪高級仕上鋼板代表特約問屋組合	大阪市西區立賣堀南通六ノ八 津田鋼材株式會社内	同右
東京硬鋼板代表特約問屋組合	東京市京橋區寶町二ノ五 電話京橋一三五二一三、四六四二	硬鋼板
大阪硬鋼板代表特約問屋組合	大阪市西區立賣堀南通四ノ一 阪尾商會内	同右

珪素鋼板代表特約問屋 日商株式會社(東京)	東京市麴町區丸ノ内二ノ六 八重洲ビル	珪素鋼板
"(大阪)	大阪市東區今橋三ノ三〇	同右
同右高島屋飯田株式會社 "(東京)	東京市京橋區銀座西二ノ一	
"(大阪)	大阪市東區橫堀一ノ一一	同右
東部地區瓦斯管配給所	東京市麴町區丸ノ内二ノ二〇 鐵鋼會館内	
西部地區瓦斯管配給所	大阪市西區立賣堀南通五ノ一 住友ビル	同右

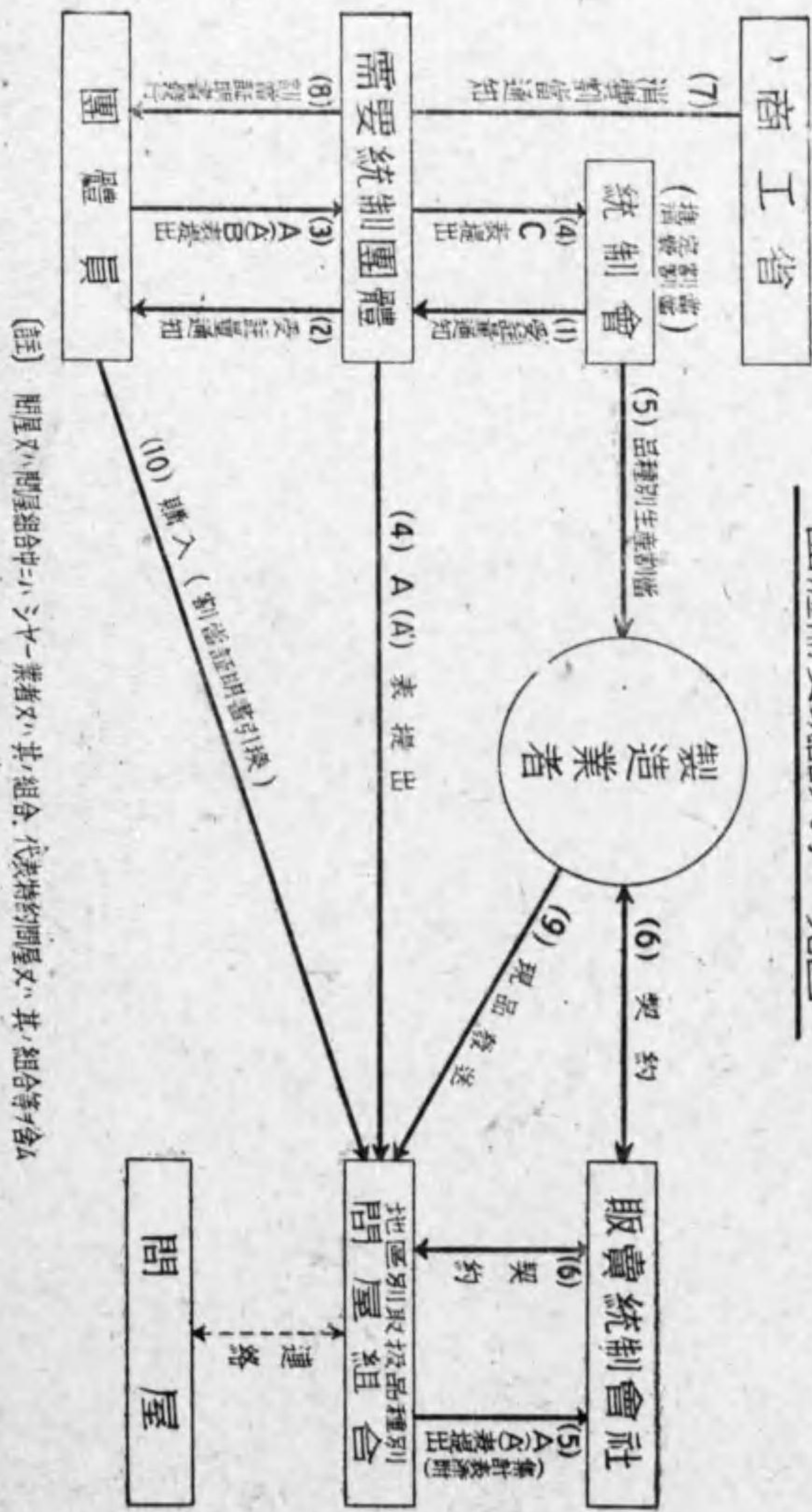
特定需要現品入手一覽圖



特殊規格需要（一般需要）現品入手一覽圖

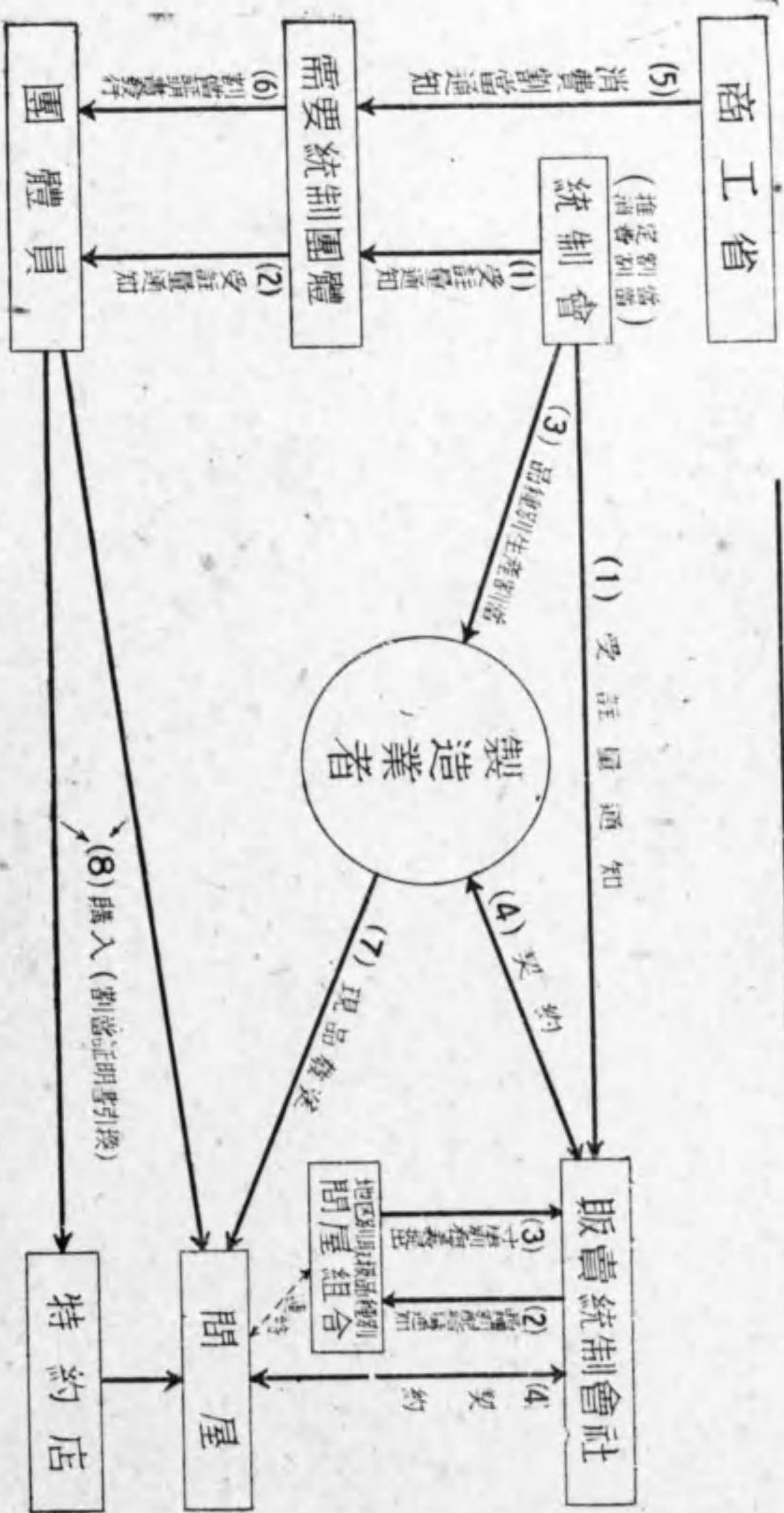


團體需要現品入手一覽圖



(註) 問屋又、問屋組合中ハシヤ一業者又、其組合、代表格約問屋又、其組合等ハ含ム

一般需要現品入手一覽圖



第十 鐵鋼原料統制株式會社定款

第一章 總 則

- 第一條 當會社ハ鐵鋼原料統制株式會社ト稱ス
- 第二條 當會社ハ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス
- 一、日本國ヘ輸入セララルル鉄鐵、半製品、鐵屑及鐵鑛石ノ買取並ニ販賣
 - 二、日本國內ニ於テ生産セララルル鉄鐵ノ買取並ニ販賣
 - 三、前各號以外ノ鐵鋼原料ノ買取並ニ販賣
 - 四、前各號諸原料ノ取引ニ關スル委託又ハ受託
 - 五、其ノ他商工大臣ノ命スル業務
 - 六、前各號ニ附帶スル業務
- 第三條 當會社ハ本店ヲ東京市ニ置ク但シ必要ニ應シ取締役會ノ決議ニ依リ支店又ハ出張所ヲ設クルコトヲ得
- 第四條 當會社ノ資本金ハ壹百萬圓トス

第五條 當會社ノ定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ商工大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

第六條 當會社ノ公告ハ官報ニ掲載シテ之ヲ爲ス

第二章 株式

第七條 當會社ノ總株式數ハ貳萬株トシ壹株ノ金額ヲ五拾圓トシ其ノ全額ヲ一時ニ拂込ムモノトス

第八條 當會社ノ株式ハ記名式トシ壹株券、五株券、拾株券、五拾株券及百株券ノ五種トス

第九條 株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ期日ノ翌日ヨリ拂込完了ノ日迄壹百圓ニ付壹日四錢ノ割合ヲ以テ違約金ヲ支拂ヒ且之カ爲ニ生シタル損害ヲ賠償スヘシ

第十條 株主ハ當會社取締役會ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ株式ノ讓渡又ハ質入ヲ爲スコトヲ得ス
株券ノ裏書ニ依ル讓渡ハ之ヲ禁ス

第十一條 株式ノ讓渡ニ因リ株式名義ノ書換ヲ請求セントスルトキハ當會社所定ノ請求書及株券裏面ニ當事者又ハ其ノ代理人記名捺印ノ上讓受人ノ印鑑ヲ添ヘ之ヲ當會社ニ提出シ尙代理人ニ依ル場合ニハ其ノ代理權ヲ證スル書面ヲ添付スヘシ

法律上ノ原因ニ基ク株式取得ニ因リ名義書換ヲ請求セントスルトキハ前項ノ請求書、其ノ事

由ヲ證スル書面及株券裏面ニ取得者又ハ其ノ代理人記名捺印ノ上取得者ノ印鑑ヲ添ヘ之ヲ當會社ニ提出シ尙代理人ニ依ル場合ニハ其ノ代理權ヲ證スル書面ヲ添付スヘシ株式ヲ質權ノ目的トシタルニ因リ其ノ登録ヲ爲サントスルトキ及質權ノ消滅ニ因リ其ノ登録ヲ抹消セントスルトキ亦前二項ニ準ス

第十二條 株券ヲ喪失シタルニ因リ株券ノ再發行ヲ請求セントスルトキハ當會社所定ノ請求書ニ除權判決ノ正本又ハ謄本ヲ添ヘ當會社ニ請求スヘシ

株券ヲ汚損若ハ毀損シタルニ因リ又ハ株券ノ種類變更ノ爲新株券ノ交付ヲ受ケントスルトキハ當會社所定ノ請求書ニ株券ヲ添ヘ請求スヘシ

第十三條 株式ノ名義書換又ハ質權ノ設定、移轉及抹消ノ登録ヲ爲サントスルトキハ株券壹枚ニ付貳拾錢前條ニ依ル新株券ノ交付ヲ受ケントスルトキハ新株券壹枚ニ付五拾錢ノ手数料ヲ支拂フヘシ商法第二百八十二條第二項ノ規定ニ依ル謄本若ハ抄本ノ交付ヲ受ケントスルトキハ壹通ニ付壹圓ノ手数料ヲ支拂フヘシ

第十四條 株主及質權者又ハ其ノ法定代理人ハ氏名、住所及印鑑ヲ當會社ニ届出ツヘシ其ノ變更アリタルトキ亦同シ

法定代理人ハ其ノ代理權ヲ證スル書面ヲ提出スルコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ違反シタルニ因リ生シタル一切ノ損害ニ付當會社ハ其ノ責ニ任セス

第十五條 當會社ノ株主及質權者又ハ其ノ法定代理人ニ對スル通知若ハ催告ハ其ノ届出住所ニ宛テ發スルヲ以テ其ノ責ヲ免カルモノトス但シ特ニ受信ノ場所ヲ指定セントスルトキハ之ヲ當會社ニ届出ツルコトヲ要ス之カ變更アリタルトキ亦同シ

第三章 株主總會

第十六條 定時株主總會毎年三月ニ之ヲ招集ス

前項ノ外必要ノ都度臨時株主總會ヲ招集ス

第十七條 總會ニ於ケル株主ノ議決權ハ壹株ニ付壹個トス

總會ノ決議ハ法令ニ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第十八條 總會ノ議長ハ株主トシテ其ノ議決權ヲ行使スルコトヲ妨ケス

第十九條 總會ノ議長ハ取締役社長之ニ任ス取締役社長事故アルトキハ他ノ取締役之ニ任ス

第二十條 總會ニ出席スル株主代理人ハ當會社ノ株主タルコトヲ要ス

第二十一條 總會ノ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ハ之ヲ議事録ニ記載シ議長並ニ出席シタル取締役監査役及株主署名之ニ署名ス

第四章 役員

第二十二條 當會社ニ取締役拾名以内監査役參名以内ヲ置ク

第二十三條 取締役及監査役ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

取締役及監査役ノ選任及解任ノ決議ハ商工大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

第二十四條 當會社ニ社長壹名ヲ置ク

當會社ニ於テ必要アリト認ムルトキハ常務取締役壹名ヲ置クコトヲ得

社長及常務取締役ハ取締役中ヨリ商工大臣之ヲ指名ス

社長ハ會社ヲ代表シ會社全般ノ業務ヲ統轄ス

常務取締役ハ會社ヲ代表シ社長ヲ輔ケ日常ノ會社業務ノ執行ヲ擔當ス

第二十五條 取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生シタルトキハ補缺選舉ヲ行フ但シ法定ノ員數ヲ缺カス且業務執行上支障ナキトキハ補缺選舉ヲ爲ササルコトヲ得

補缺選舉ニ依リ選任セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十六條 取締役ノ任期ハ之ヲ參年トシ監査役ノ任期ハ之ヲ貳年トス但シ退任期カ最終ノ決算期ニ關スル定時株主總會前ニ終了スルトキハ總會終結ノ日迄之ヲ伸長ス

第二十七條 取締役會ハ取締役ヲ以テ之ヲ組織ス

取締役會ノ議長ハ社長之ニ任シ社長事故アルトキハ常務取締役、常務取締役事故アルトキハ
取締役ノ互選ニ依ル者之ニ任ス

取締役會ノ議事ハ出席取締役ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十八條 役員ノ報酬ハ創立總會又ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 計 算

第二十九條 當會社ノ營業年度ハ年壹期トシ毎年一月一日ヨリ十二月末日迄トス

第三十條 取締役ハ每營業年度ノ末日ヲ以テ諸勘定ヲ決算シタル後營業報告書、財産目錄、貸
借對照表、損益計算書及利益金處分案ヲ作成シ之ヲ株主總會ニ提出スルコトヲ要ス

第三十一條 當會社ノ每營業年度ニ於ケル總益金ヨリ總損金及職員退職手當引當金若干ヲ控除
シタル殘額ヲ當會社ノ純益金ト定メ左ノ如ク處分ス

- 一、法定積立金 百分ノ五以上
- 一、株主配當金 若干
- 一、役員賞與金 若干
- 一、職員賞與金 若干
- 一、後期繰越金 若干

前項ニ掲クルモノノ外必要ニ應シ別途積立金ヲ爲スコトヲ得

第三十二條 當會社ノ利益金處分ノ決議ハ商工大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セ
ス

第三十三條 株主配當金ハ每決算期末現在ノ株主若ハ質權者ニ支拂フモノトス但シ配當金ハ支
拂開始ノ日ヨリ滿參年間之ヲ請求セサルトキハ權利者ハ其ノ權利ヲ失ヒ當會社ノ所得ニ歸ス
ルモノトス

第十一 鐵鋼原料統制株式會社職制

第一條 社長ハ社務ヲ總理ス

第二條 常務取締役ハ社長ノ命ヲ受ケテ日常ノ業務ヲ掌理ス

社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代行ス

第三條 本會社ニ支配人ヲ置クコトヲ得

第四條 本會社ニ左ノ職員ヲ置ク

參事

副參事

職員

第五條 本店ニ左ノ部及課ヲ置キ事務ヲ分掌セシム

總務部

庶務課 人事、社則、文書、通信、用度、株式、取締役會、總會ニ關スル事項其ノ他他部

ニ屬セサル事項

財務課 補償事務等ニ關スル事項

會計課 金錢出納資金關係其ノ他會計ニ關スル事項

銑鐵部

第一課 銑鋼及半製品ノ購入ニ關スル事項

第二課 銑鐵及半製品ノ販賣ニ關スル事項

第三課 銑鐵及半製品ノ受渡並ニ整理ニ關スル事項

鑛石部

第一課 鐵鑛石及鐵屑ノ賣買ニ關スル事項

第二課 鐵鑛石及鐵屑ノ受渡並ニ精算ニ關スル事項

第六條 各部各課ニ長ヲ置ク社長之ヲ命ス

長ハ上司ノ命ヲ受ケ所屬員ヲ指揮シ各擔當事務ヲ遂行ス各部ニ次長ヲ置クコトヲ得

第七條 支店、出張所又ハ事務所ハ本店ノ命ニ從ヒ本店ト協力シテ其ノ分擔事務ヲ遂行ス

第八條 支店、出張所又ハ事務所ニ長ヲ置ク社長之ヲ命ス

支店、出張所又ハ事務所ニ次長ヲ置クコトヲ得

附 則

第九條 本職制ハ昭和十六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十二 鐵鋼販賣統制株式會社定款

第一章 總 則

- 第一條 本會社ハ鐵鋼販賣統制株式會社ト稱ス
- 第二條 本會社ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス
 - 一 鐵鋼ノ購入、販賣並ニ輸移出入
 - 二 鐵鋼ノ取引ニ關スル委託又ハ受託ヲ爲スコト
 - 三 前各號ノ事業ヲ遂行スル爲ニ必要ト認ムル事業ニ投資シ又ハ其ノ事業ヲ營ム株式會社ノ發起人トナルコト
 - 四 其ノ他商工大臣ノ命スル業務
 - 五 前各號ニ附帶關聯スル業務
- 第三條 本會社ノ資本總額ヲ金五百萬圓トス
- 第四條 本會社ハ本店及ヒ支店ヲ左ノ地ニ置ク
本店 東京市

- 支店 大阪市、八幡市、名古屋市、京城府、臺北市
- 取締役會ノ決議ニ依リ必要ノ地ニ出張所ヲ設置スルコトヲ得
- 第五條 本會社ノ公告スヘキ事項ハ官報ニ之ヲ掲載ス

第二章 株 式

- 第六條 本會社ノ株式ハ拾萬株トシ壹株ノ金額ヲ五拾圓トシ其ノ全額ヲ一時ニ拂込ムモノトス
- 第七條 本會社ノ株式ハ總テ記名式トシ其ノ株券ハ壹株券、五拾株券及千株券ノ三種トス
- 第八條 本會社ノ株式ハ取締役會ノ承諾ナクシテ之ヲ讓渡スルコトヲ得ス
株券ノ裏書ニ依ル讓渡ハ之ヲ禁ス
- 第九條 株券ノ名義書換ヲ爲サントスル者ハ本會社所定ノ書式ニ依リ當事者連印ノ書面ヲ作成シ之ニ株券ヲ添ヘ本會社ニ請求スヘシ
改氏名、相續ノ開始、遺贈、裁判ノ執行等ニ因リテ株券ノ名義書換ヲ爲サムトスル者ハ戶籍吏ノ證明書其ノ他本會社ノ必要ト認ムル證據書類ヲ添付スルコトヲ要ス
- 第十條 株主株券ヲ喪失シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ本會社ニ届出ツヘシ其ノ届出ヲ爲サザリシ爲メ生シタル名義書換ニ付テハ本會社其ノ責ニ任セス
- 第十一條 株券ノ名義書換手数料ハ株券一通ニ付拾錢トシ株券ノ引換其ノ他新交付ノ手数料ハ

新券一通ニ付五拾錢トス

第三章 株主總會

第十二條 定時株主總會ハ毎年二回五月及十一月ニ之ヲ招集ス

本會社必要アリト認メタルトキハ臨時株主總會ヲ招集ス

總會ノ日時及場所ハ取締役會之ヲ定ム

第十三條 總會ノ議長ハ社長タル取締役之ニ當ル社長事故アルトキハ取締役中ノ一人之ニ當ル

第十四條 總會ノ議長ハ株主トシテ其ノ議決權ヲ行使スルコトヲ妨ケス

第十五條 株主ノ議決權ハ其ノ所有壹株ニ付壹個トス

第十六條 株主總會ノ議事ニ付テハ議事録ヲ作ルモノトス

議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出席シタル取締役監査役記名捺印スルモノトス

第四章 役員

第十七條 本會社ニ左ノ役員ヲ置ク

取締役 拾名以内

監査役 參名以内

第十八條 取締役及監査役ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第十九條 株主總會ニ於テ取締役中ヨリ社長及專務取締役壹名ヲ選任シ又必要ニ應シ取締役ノ

五選ヲ以テ常務取締役若干名ヲ選任スルコトヲ得社長及專務取締役ハ各自會社ヲ代表ス

第二十條 會社ノ重要事項ヲ決議スル爲メ取締役會ヲ組織ス

取締役會ハ社長之ヲ招集シ社其ノ議長ニ任ス社長事故アルトキハ專務取締役、專務取締役事故アルトキハ取締役ノ五選ニ依ル者其ノ職務ヲ行フ

第二十一條 取締役ノ任期ハ之ヲ參年トシ、監査役ノ任期ハ之ヲ貳年トス但シ退任期カ最終ノ

決算期ニ關スル定時株主總會前ニ終了スルトキハ總會終結ノ日迄之ヲ伸長ス

第二十二條 取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生シタルトキハ補缺選舉ヲ行フ但シ法定ノ員數ヲ缺カ

サルトキハ次ノ株主總會又ハ改選期迄其ノ選舉ヲ延期スルコトヲ得

補缺選舉ニ依リ選任セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ在任スヘカリシ期間トス

第二十三條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 計 算

第二十四條 本會社ノ決算期ハ毎年四月一日ヨリ九月三十日迄及十月一日ヨリ翌年三月三十一

日迄ノ二期トス

第二十五條 毎決算期ニ於ケル總益金ヨリ諸經費、減價償却費及諸損失ヲ控除シタル殘額ヲ本會社ノ純益金トス

第二十六條 本會社ノ利益金ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ處分スルモノトス

一 法定積立金 純益金ノ百分ノ五以上

一 特別積立金 若干

一 株主配當金

一 後期繰越金

前項ニ掲クルモノノ外必要ニ應シ別途積立金ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 株主配當金ハ三月三十一日及九月三十日現在ノ株主ニ之ヲ支拂フモノトス

第二十八條 配當金ハ其ノ決議ヲ爲シタル株主總會當日ヨリ滿貳年内ニ請求ナキトキハ之ヲ本

會社ノ所得トス

附 則

第二十九條 第一期ノ決算期ハ本會社創立ノ日ヨリ昭和十七年三月三十一日迄トス

第三十條 發起人ノ氏名、住所及引受株式ノ數左ノ如シ

第十三 鐵鋼販賣統制株式會社職制

第壹條 社長ハ取締役ノ主班トシテ社業ヲ統轄ス

第貳條 專務取締役及常務取締役ハ社長ノ命ヲ受ケ社長ヲ輔佐シ日常ノ業務ヲ掌理ス

社長事故アルトキハ專務取締役、專務取締役事故アルトキハ常務取締役之ヲ代理ス

第參條 會社ノ重要事項ハ取締役會ノ決議ヲ經ルモノトス

第四條 命令其他重要ナル通達ハ總テ社長ノ名ニ於テ之ヲ爲スモノトス

第五條 本店ニ左ノ部及課ヲ置キ事務ヲ分掌セシム

課ニ掛ヲ置クコトヲ得

總務部

秘書課

一、取締役會、役員ノ庶務ニ關スル事項

二、社印及役印ノ保管

三、重要書類ノ保管

四、人事ニ關スル事項

庶務課

- 一、諸規程ニ關スル事項
- 二、文書ノ受付、發送及保管
- 三、株式及株主總會ニ關スル事項
- 四、物品ノ購入及管理ニ關スル事項
- 五、其ノ他他ノ部課ニ屬セザル事項

會計課

- 一、豫算及決算ニ關スル事項
- 二、金錢ノ出納並ニ手形及有價證券ノ保管運用ニ關スル事項
- 三、販賣代金ノ請求及領收ニ關スル事項
- 四、支店及出張所ノ會計監査ニ關スル事項
- 五、會計ニ關スル調査、統計
- 六、其他會計ニ關スル一切ノ事項

業務部

調整課

- 一、業務部、條鋼部、鋼板部及鋼管部ノ所管ニ關スル事項ノ綜合連絡調整ニ關スル事項

- 二、綜合的企畫、調査及統計

運輸課

- 一、賣買契約品ノ輸送及受渡ニ關スル事項
- 二、運賃ニ關スル事項
- 三、商品ノ保管ニ關スル事項
- 四、運輸ニ關スル調査及統計
- 五、其他運輸ニ關スル事項

半製品課

半製品ニ付

- 一、賣買契約及其整理ニ關スル事項
- 二、賣買價格及賣買方法ニ關スル事項
- 三、配給權構ノ整備及其運用ニ關スル事項
- 四、配給機關ノ指導監督
- 五、調査及統計

條鋼部

第一課

軋條及附屬品、外輪、線材ニ付

- 一、賣買契約及其整理ニ關スル事項
- 二、賣買價格及賣買方法ニ關スル事項
- 三、配給機構ノ整備及其運用ニ關スル事項
- 四、配給機關ノ指導監督
- 五、調査及統計

第二課

棒鋼（異形鋼ヲ含ム）ニ付

- 一、賣買契約及其整理ニ關スル事項
- 二、賣買價格及賣買方法ニ關スル事項
- 三、配給機構ノ整備及其運用ニ關スル事項
- 四、配給機關ノ指導監督
- 五、調査及統計

第三課

形鋼（異形鋼ヲ含ム）ニ付

- 一、賣買契約及其整理ニ關スル事項
- 二、賣買價格及賣買方法ニ關スル事項
- 三、配給機構ノ整備及其運用ニ關スル事項
- 四、配給機關ノ指導監督
- 五、調査及統計

鋼板部

第一課

厚板ニ付

- 一、賣買契約及其整理ニ關スル事項
- 二、賣買價格及賣買方法ニ關スル事項
- 三、配給機構ノ整備及其運用ニ關スル事項
- 四、配給機關ノ指導監督
- 五、調査及統計

第二課

薄板、高級仕上鋼板、珪素鋼板ニ付

- 一、賣買契約及其整理ニ關スル事項
- 二、賣買價格及賣買方法ニ關スル事項
- 三、配給機構ノ整備及其運用ニ關スル事項
- 四、配給機關ノ指導監督
- 五、調査及統計

第三課

鉾力、帶鋼ニ付

- 一、賣買契約及其整理ニ關スル事項
- 二、賣買價格及賣買方法ニ關スル事項
- 三、配給機構ノ整備及其運用ニ關スル事項
- 四、配給機關ノ指導監督
- 五、調査及統計

鋼管部

第一課

- 瓦斯管、電線管用原管、發生品、再製用材料管、再製管ニ付
- 一、賣買契約及其整理ニ關スル事項

- 二、賣買價格及賣買方法ニ關スル事項
- 三、配給機構ノ整備及其運用ニ關スル事項
- 四、配給機關ノ指導監督
- 五、調査及統計

第二課

般用鋼管、罐用鋼管、HCK鋼管、加工過熱管ニ付

- 一、賣買契約及其整理ニ關スル事項
- 二、賣買價格及賣買方法ニ關スル事項
- 三、配給機構ノ整備及其運用ニ關スル事項
- 四、配給機關ノ指導監督
- 五、調査及統計

第三課

油井用鋼管、水道鋼管、瓦斯容器用鋼管、特殊肉厚高溫高壓用鋼管、鋼管柱其他ニ付

- 一、賣買契約及其整理ニ關スル事項
- 二、賣買價格及賣買方法ニ關スル事項
- 三、配給機構ノ整理及其運用ニ關スル事項

四、配給機關ノ指導監督

五、調査及統計

第六條 部及課ニ長ヲ置キ掛ニ主任ヲ置ク

部長及課長ハ夫々上長ノ命ヲ受ケ所屬員ヲ指揮シ擔當事務ヲ主管ス

部ニ次長、課ニ副長ヲ置クコトヲ得

第七條 支店及出張所ハ本店ノ命ニ遵ヒ地區内ノ賣買及受渡ニ關スル事務並ニ調査及之ニ附帶スル業務ヲ處理スルモノトス

第八條 支店及出張所ニ長ヲ置ク

支店及出張所長ハ夫々上長ノ命ヲ受ケ所屬員ヲ指揮シ所轄事務ヲ遂行ス

支店及出張所ニ次長ヲ置クコトヲ得

第九條 支店ニ課及掛、出張所ニ掛ヲ置クコトヲ得

課ニ長、掛ニ主任ヲ置キ必要ニ應シ課ニ副長ヲ置クコトヲ得

課長及掛主任ハ夫々上長ノ命ヲ受ケ所屬員ヲ指揮シ擔當事務ヲ遂行ス

第十條 本會社ニ左ノ職員ヲ置ク

社員(參事、副參事、書記、書記補)

准社員

備員

前項ノ外必要ニ應シ其他ノ職員ヲ置クコトヲ得

附 則

本職制ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十四 鐵屑配給統制規則

(昭和十三年十一月廿一日商工省令第九十七號)
(改正昭和十四年五月五日商工省令第二十號)
(改正昭和十六年五月五日商工令第三十四號)

第一條 本則ニ於テ鐵屑トハ本邦内ニ於テ發生シタル鋼又ハ銑ノ屑又ハ故ヲ謂フ

第二條 鐵屑ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スルモノハ商工大臣ノ指定シタル者(以下統制會社ト稱ス)及其ノ指定シタル販賣業者(以下指定販賣業者ト稱ス)以外ノ者ヨリ鐵屑ヲ買受ケ又ハ受託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ自己ノ所有ニ屬セザル鐵屑ヲ受入ルルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一、軍ヨリ鐵屑ヲ受入ルルトキ

二、鐵屑ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ニシテ鐵屑ノ販賣業ヲ營ムモノ販賣ノ目的ヲ以テ買受クルトキ

三、鐵屑ノ少量使用者トシテ地方長官ノ指定シタル者が自己ノ用ニ供スル熔解用以外ノ鐵屑ヲ受入ルルトキ

四、特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ

第二條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル鋼(以下特殊鋼ト稱ス)ヲ業務用ノ材料トシテ使用スルモノハ其ノ業務用ノ材料トシテ使用スル特殊鋼ノ屑又ハ故ヲ統制會社及其ノ指定シタル蒐集

業者以外ノ者ニ讓渡(昭和十四年五月卅一日以前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ)シ又ハ鐵屑ヲ業務用ノ原料若ハ材料トシテ使用スル者ニ委託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ之ヲ引渡スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一、ニツケルノ含有量千分ノ十以上ノ鋼

二、モリブデンノ含有量千分ノ二以上ノ鋼

三、クロムノ含有量千分ノ百以上ノ鋼

四、マンガンノ含有量千分ノ百以上ノ鋼

五、タングステンノ含有量千分ノ十以上ノ鋼

六、コバルトノ含有量千分ノ二十以上ノ鋼

前項ノ蒐集業者ハ前項ノ屑又ハ故ヲ統制會社以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ

第三條 統制會社及指定販賣業者以外ノ鐵屑ノ蒐集業者又ハ販賣業者ハ第二條但書ノ場合ヲ除クノ外鐵屑ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ニ對シ鐵屑ヲ販賣(本則施行前ニナシタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ)スルコトヲ得ズ

第四條 鐵屑ノ販賣業者ハ販賣ノ目的ヲ以テ買受タル鐵屑ヲ販賣以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ
第四條ノ二 統制會社ハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ鐵屑ノ蒐集業者又ハ販賣業者ニ對シ其ノ鐵屑ノ

蒐集又ハ販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ得

商工大臣ハ鐵屑ノ配給ノ圓滑ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ鐵屑ノ蒐集業者又ハ販賣業者ニ對シ前項ノ指示ニ從フベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第五條 商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ販賣ノ價格及期限ヲ定メ鐵屑ヲ所有スル者ニ對シ之ヲ統制會社ニ販賣スベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第六條 統制會社又ハ指定販賣業者ハ商工大臣、地方長官又ハ商工大臣ノ指定シタル者若ハ團體ニ於テ發行スル鐵屑割當證明書ト引替フルニ非ザレバ鐵屑ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ニ對シ鐵屑ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ官廳ニ對シ販賣スル場合、統制會社第二條ノ二第一項ノ屑又ハ故ヲ販賣スル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 前條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者又ハ團體ハ商工大臣ノ定ムル數量ノ限度内ニ於テ鐵屑割當證明書ヲ發行スルコトヲ要ス

第八條 商工大臣ノ指定シタル者又ハ商工大臣ノ指定シタル團體ニ所屬スル者ハ鐵屑使用承認書ニ定ムル數量ヲ超エ自己ノ事業場ニ於テ發生シタル鐵屑ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スルコトヲ得ズ

鐵屑使用承認書ハ商工大臣ノ指定シタル者又ハ團體ニ於テ商工大臣ノ定ムル數量ノ限度内ニ

於テ之ヲ發行シ前項ニ掲グル者ニ交付ス

第九條 前條第一項ニ掲グル者ハ毎月十五日迄ニ自己ノ事業場ニ於テ前月末日迄ニ發生シタル鐵屑ニシテ前條第一項ノ規定ニ依リ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スルコトヲ得ザルモノニ付統制會社若ハ鐵屑ノ蒐集業者ニ對シ賣渡ノ申込ヲ爲シ又ハ統制會社若ハ鐵屑ノ蒐集業者ノ爲シタル買入ノ申込ヲ承諾スベシ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前條第一項ニ掲グル者前項ノ規定ニ依リ鐵屑ノ蒐集業者ニ對シ鐵屑ノ賣渡ノ申込ヲ爲シタル場合ニ於テ契約成立セザリシトキハ遲滯ナク當該鐵屑ニ付統制會社ニ對シ賣渡ノ申込ヲ爲スベシ

第十條 第八條第一項ニ掲グル者前條ノ規定ニ依リ統制會社ニ對シ鐵屑ノ申込ヲ爲シタルトキハ其ノ賣買契約ニ關シテハ價格受渡時期、受渡場所其ノ他ノ條件ニ付統制會社ノ指示スル所ニ從フベシ但シ商工大臣正當ノ事由アリト認メ認可シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 第八條第一項ニ掲グル者及統制會社ハ前條ノ契約ニ從ヒ鐵屑ノ引渡及受入ヲ爲スベシ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 鐵屑ハ商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ讓渡シ又ハ業務用ノ原料若ハ材料トシテ使用スル目的ヲ以テ之ヲ移出スルコトヲ得ズ

第十三條 鐵屑割當證明書ト引換ヘ鐵屑ヲ賣渡シタル指定販賣業者當該鐵屑割當證明書ニ定ムル數量ノ全部ニ相當スル鐵屑ヲ賣渡シタルトキハ其ノ翌月十五日迄ニ當該鐵屑割當證明書ヲ統制會社ニ提出スベシ

第十四條 指定販賣業者ハ毎月十日迄ニ前月中ニ於ケル鐵屑ノ買受數量及賣渡數量竝ニ前月末ニ於ケル鐵屑ノ在庫數量ヲ記載シタル報告書ヲ統制會社ニ提出スベシ
統制會社ハ毎月末日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一、前月中ニ於ケル鐵屑ノ買受數量及賣渡數量

二、前月末ニ於ケル鐵屑ノ在庫數量

三、前項ノ規定ニ依リ提出アリタル前月分ノ報告書ノ概要

第十五條 第六條又ハ第八條第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル團體ニ所屬スル者及第八條第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者ハ毎月十五日迄ニ前月中ニ於ケル鐵屑ノ發生數量、買受數量、使用數量及賣渡數量竝ニ前月末ニ於ケル鐵屑ノ在庫數量ヲ記載シタル報告書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

前項ノ報告書ハ第六條又ハ第八條第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル團體ニ所屬スル者ニ在リテハ當該團體ヲ經由シ之ヲ提出スベシ

附 則

本令ハ昭和十六年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十四條及第十五條ノ規定ハ昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

商工省令第二十一號 (昭和十四年五月五日)

鐵屑配給統制規則第二條第三條及第四條中熔解用ノ銑ノ屑又ハ故ニ關スル規定並ニ第六條及第七條中熔解用ノ鋼又ハ銑ノ屑又ハ故ニ關スル規定ハ昭和十四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

商工省令第二十九號 (昭和十四年六月十七日)

鐵屑配給統制規則第二條、第三條、第四條、第六條及第七條中化學反應用ノ鋼又ハ銑ノ屑又ハ故ニ關スル規定ハ昭和十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

商工省令第二十二號 (昭和十五年四月十六日)

鐵屑配給統制規則第二條、第三條、第四條第六條及第七條中錫ヲ鍍シタル鋼板ノ屑又ハ故(熔解用ノモノヲ除ク)ニ關スル規定ハ昭和十五年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

商工省令第三十五號 (昭和十六年五月五日)

鐵屑配給統制規則第二條、第三條及第四條中未ダ施行セザル規定ハ昭和十六年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

第十五 鐵屑配給統制規則に關する質疑應答

一、問 剪斷、裁斷、切斷等により發生する所謂斷落しは、形狀の如何に拘らず之を鐵屑とスルキヤ。

答 シャリング工場(鐵鋼需給統制規則第七條の規定に依り鐵鋼の販賣業者として認められたる者)及製鋼又は加熱壓延工場(製鐵事業者)に於て發生するものにして、格落品、端尺品、又は短尺品等の名稱を以て取引されるものは、鐵鋼需給統制規則の適用を受くる鐵鋼なるも、右以外の所謂斷落しは鐵屑とす。

前項以外の工場(造船工場、機械鐵鋼製品製造工場、土木建築工事場等)に於て剪斷、裁斷、切斷等により發生したる斷落しは、之を鐵屑とす。

二、問 造船工場が、其の使用鋼材殘片を以て造船用品を抜物することは鐵屑の使用なりや。

答 殘材の使用なるを以て鐵屑の使用に非ず。

三、問 シヨベル製造業者が、シヨベル用鋼板よりシヨベルを抜物したる殘片を以て小刀類を更に抜物することは、鐵屑の使用なりや。

答 鐵屑の使用と認む。

四、問 珙瑯鐵器製造業者が、珙瑯鐵器用品を抜きたる殘片にて珙瑯鐵器以外の製品材料を更に抜き取り之を賦形加工することは鐵屑の使用なりや。

答 鐵屑の使用なり。

五、問 古釘、古鋏、古ボルト類を整形補修し再び元の用途に供する場合、其の整形補修の目的を以て之等の古釘、古鋏、古ボルト類を受入るることは、規則第二條に抵觸するや。

答 抵觸せず。

六、問 從來、一般古燒釘中より主として鑄型補強用に供し得るものを所謂上物として買入れ、撰分、叩伸、加工をなし販賣する業者あり、右は鐵屑を業務用の原材料として使用する者と解すべきや。

答 解せず。

七、問 解體の目的を以て買入れたる船舶は、鐵屑なりや。

答 鐵屑に非ず。之を解體することに依り發生したる古鐵材は鐵屑なり。

八、問 製鐵の際生じたる鐵滓及スケールは本則の對象たる鐵屑なりや。

答 鐵屑に非ず。

九、問 鑄物の「ミス」を鑄物業者に返還する場合は、鐵屑配給統制規則の適用を受けざるものとし支障なきや。

答 鑄造品を受入れ之に瑕疵ある部分を發見したる爲、右鑄造品の納入者たる鑄物業者に返還する場合は、該鑄造品は鐵屑に非ざるものと被認るるを以て、鐵屑配給統制規則の適用を受けず。

一〇、問 業務用の原料若くは材料として酸化鐵を受入るることは、鐵屑配給統制規則の適用を受くるや。

答 酸化鐵は規則に謂ふ鐵屑に非ず。

二、問 酸素熔接工場に於て熔接棒の代用に使用する鋼の屑又は故は熔解用の鐵屑と解すべきや。

答 熔解用の鐵屑に非ず。

三、問 銑グライ粉にシリコン、マンガン又は炭素等の原素を適宜配合し壓縮固形化し、之を石灰質熔液槽に入れ表面に石灰質塗裝して乾燥したるものは鐵屑なりや。

答 鐵屑なり。

三、問 土木工事等に使用する爲、古軌條、古鋼矢板等を賃借契約に依り受入るる行爲は、規則第二條の規定に抵觸するや。

答 抵觸す。

一四、問 鐵屑を業務用の原料として所有する者が、使用の便宜上之を委託し、プレスせしむる

場合、右受託者が鐵屑を受入れる行爲は、規則第二條の適用を受くるや。

答 然り。

一五、問 工業組合等、鐵屑の需要者の組織する團體が鐵屑を一括購入し之を組合員に配分する行爲は、規則第二條及第三條の規定に抵觸するや。

答 組合員の委託に依り團體に於て一括購入し之を委託せる組合員に配分することは抵觸せず。

一六、問 工業組合の共同作業場が組合員所有の鐵屑を受入れることは規則第二條に抵觸するや。

答 工業組合が共同作業場に於て組合の事業に所要するものとして受入るる場合は抵觸せず。

一七、問 紡績會社が買入るる原棉の結束用として使用せられたる帶鋼を、製函業者が木函補強用として使用する目的を以て日本鐵屑統制株式會社又は其の指定販賣業者以外の者より買受くることは、規則第二條に抵觸するや。

答 右は鋼の故なるを以て、之を業務用の原料又は材料として受入るることは規則第二條に抵觸す。

一八、問 鐵鋼（現品）を支給し下請加工せしめたる場合、下請工場に於て其の加工中に發生し

たる鐵屑は下請工場の所有となるや。

答 一般取引慣習としては發生鐵屑は下請工場の所有とす、但し特に下請契約條項に發生鐵屑を發注者に返還すべき旨の記載ある場合は其の契約に依る。

一九、問 改正規則施行前に爲したる熔解用及化學反應用以外の鐵屑の賣買契約にして改正規則施行後に引渡の行はるる場合は、規則の適用を受くるや。

答 然り。

二〇、問 伸鐵用鐵屑とは如何なるものか。

答 伸鐵品とは、鋼材短尺物、鋼の屑又は故を原料又は材料として之を熔融することなく、壓延機を以て加熱壓延したる鋼材を謂ふ。従つて伸鐵用鐵屑とは右の如き作業を營む者の原料又は材料となる鋼の屑又は故を謂ふ。

二一、問 化學反應用鐵屑の用途如何。

答 化學反應用鐵屑は、酸化、脫硫、觸媒、置換等の化學反應に使用せらるるものとして、鑛山（沈澱用）染料（還元、觸媒）瓦斯（脫硫）等の諸工業及其他合成工業（酸化、還元、觸媒、置換）に一般に使用せらるるものなり。

第十六・日本鐵屑統制株式會社定款

第一章 總 則

- 第一條 當會社ハ日本鐵屑統制株式會社ト稱ス
- 第二條 當會社ハ配給統制ノ目的ヲ以テスル鐵屑ノ賣買其ノ他商工大臣ノ命スル業務竝ニ之ニ附帶スル一切ノ業務ヲ營ムモノトス
- 第三條 當會社ノ本店ヲ東京市ニ置ク但シ必要ニ應シ取締役會ノ決議ニ依リ支店、出張所ヲ設クルコトヲ得
- 第四條 當會社ノ資本金ハ貳百萬圓トス
- 第五條 當會社ノ定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ商工大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス
- 第六條 當會社ノ公告ハ官報ニ掲載シテ之ヲ爲ス

第二章 株 式

- 第七條 當會社ノ總株式數ハ四萬株トシテ壹株ノ金額ヲ五拾圓トシ其ノ全額ヲ一時ニ拂込ムモノトス
- 第八條 當會社ノ株券ハ記名式トシ壹株券、五株券、拾株券、五拾株券及百株券ノ五種トス
- 第九條 株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ期日ノ翌日ヨリ拂込完了ノ日迄壹百圓ニ付壹日四錢ノ割合ヲ以テ違約金ヲ支拂ヒ且之カ爲ニ生シタル損害ヲ賠償スヘシ
- 第十條 株主ハ當會社取締役會ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ株式ノ讓渡又ハ質入ヲ爲スコトヲ得ス 株式ノ讓渡ハ裏書ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得ス
- 第十一條 株式ノ讓渡ニ因リ株式名義ノ書換ヲ請求セントスルトキハ當會社所定ノ請求書及株券裏面ニ當事者又ハ其ノ代理人記名捺印ノ上讓受人ノ印鑑ヲ添ヘ之ヲ當會社ニ提出シ尙代理人ニ依ル場合ニハ其ノ代理權ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ
- 法律上ノ原因ニ基ク株式取得ニ因リ名義書換ヲ請求セントスルトキハ前項ノ請求書、其ノ事由ヲ證スル書面及株券裏面ニ取得者又ハ其ノ代理人記名捺印ノ取得者ノ印鑑ヲ添ヘ之ヲ當會社ニ提出シ尙代理人ニ依ル場合ニハ其ノ代理權ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ
- 株式ヲ質權ノ目的トシタルニ因リ其ノ登録ヲ爲サントスルトキ及質權ノ消滅ニ因リ其ノ登録ヲ抹消セントスルトキ亦前二項ニ準ス
- 第十二條 株券ヲ喪失シタルニ因リ株券ノ再發行ヲ請求セントスルトキハ當會社所定ノ請求書

ニ除權判決ノ正本又ハ謄本ヲ添ヘ當會社ニ請求スヘシ

株券ヲ汚損若ハ毀損シタルニ因リ又ハ株券ノ種類變更ノ爲新株券ノ交付ヲ受ケントスルトキハ當會社所定ノ請求書ニ株券ヲ添ヘ請求スヘシ

第十三條 株式ノ名義書換又ハ質權ノ設定、移轉及抹消ノ登録ヲ爲サントスルトキハ株券壹枚ニ付貳拾錢前條ニ依ル新株券ノ交付ヲ受ケントスルトキハ新株券壹枚ニ付五拾錢ノ手数料ヲ支拂フヘシ

商法第二百八十二條第二項ノ規定ニ依ル謄本若ハ抄本ノ交付ヲ受ケントスルトキハ壹通ニ付壹圓ノ手数料ヲ支拂フヘシ

第十四條 株主及質權者又ハ其ノ法定代理人ハ氏名、住所印鑑ヲ當會社ニ届出ツヘシ其ノ變更アリタルトキ亦同シ

法定代理人ハ其ノ代理權ヲ證スル書面ヲ提出スルコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ違反シタルニ因リ生シタル一切ノ損害ニ付當會社ハ其ノ責ニ任セス

第十五條 當會社ノ株主及質權者又ハ其ノ法定代理人ニ對スル通知若ハ催告ハ其ノ届出住所ニ宛テ發スルヲ以テ其ノ責ヲ免カルモノトス但シ特ニ受信ノ場所ヲ指定セントスルトキハ之ヲ當會社ニ届出ツルコトヲ要ス之カ變更アリタルトキ亦同シ

第三章 株主總會

第十六條 定時株主總會ハ毎年五月及十一月ニ之ヲ召集ス

前項ノ外必要ノ都度臨時株主總會ヲ召集ス

第十七條 總會ニ於ケル株主ノ議決權ハ壹株ニ付壹個トス

總會ノ決議ハ法令ニ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外出席株主ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第十八條 總會ノ議長ハ株主トシテ其ノ議決權ヲ行使スルコトヲ妨ケス

第十九條 總會ノ議長ハ取締役社長之ニ任ス取締役社長事故アルトキハ他ノ取締役之ニ任ス

第二十條 總會ニ出席スル株主代理人ハ當會社ノ株主タルコトヲ要ス

第二十一條 總會ノ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ハ之ヲ議事録ニ記載シ議長竝ニ出席シタル取締役、監査役及株主貳名之ニ署名スヘシ

第四章 役員

第二十二條 當會社ニ取締役拾名以内監査役二名以内ヲ置ク

第二十三條 取締役及監査役ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

取締役及監査役ノ選任及解任ノ決議ハ商工大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

第二十四條 當會社ニ社長壹名ヲ置ク

當會社ニ於テ必要アリト認ムルトキハ副社長壹名及常務取締役若干名ヲ置クコトヲ得

社長、副社長及常務取締役ハ取締役中ヨリ商工大臣之ヲ指名ス

第二十五條 監査役ノ互選ヲ以テ常任監査役壹名ヲ置クコトヲ得

取締役會ノ決議ニ依リ相談役ヲ置クコトヲ得

第二十六條 社長ハ會社ヲ代表シ會社全般ノ業務ヲ統轄ス

副社長及常務取締役ハ社長ヲ輔ケ日常ノ會社業務ノ執行ヲ擔當ス

常任監査役ハ常時會社ノ會計ヲ監督ス

第二十七條 取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ招集シ補缺選舉ヲ行フ但シ

法定ノ員數ヲ缺カス且業務執行上支障ナキトキハ補缺選舉ヲ爲ササルコトヲ得

補缺選舉ニ依リ選任セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十八條 取締役及相談役ノ任期ヲ參年トシ監査役ノ任期ヲ貳年トス但シ退任期カ最終ノ決

算期ニ關スル定時總會前ニ終了スルトキハ總會終結ノ日迄之ヲ伸長ス

第二十九條 取締役會ハ取締役ヲ以テ之ヲ組織ス

取締役會ノ議長ハ社長之ニ任シ社長事故アルトキハ副社長副社長事故アルトキハ社長ノ指名

スル常務取締役常務取締役事故アルトキハ取締役ノ互選ニ依ル者之ニ任ス

取締役會ノ議事ハ出席取締役ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十條 役員ノ報酬ハ創立總會又ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 計 算

第三十一條 當會社ノ營業年度ハ年貳期トシ毎年四月一日ヨリ九月末日迄ヲ上半期トシ十月一日ヨリ翌年三月末日迄ヲ下半期トス

第三十二條 取締役ハ每營業年度ノ末日ヲ以テ諸勘定ヲ決算シタル後營業報告書、財産目錄、

貸借對照表、損益計算書及利益金處分案ヲ作成シ之ヲ株主總會ニ提出スルコトヲ要ス

第三十三條 當會社ノ每營業年度ニ於ケル總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル殘額ヲ當會社ノ純益

金ト定メ左ノ如ク處分ス

一 法定準備金	百分ノ五以上	一 役員賞與金	若	干
一 株主配當金	若	一 後期繰越金	若	干

前項ニ掲クルモノノ外必要ニ應シ別途積立金ヲ爲スコトヲ得

第三十四條 當會社ノ利益金處分ノ決議ハ商工大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

第三十五條 株主配當金ハ毎決算期末現在ノ株主若ハ質權者ニ支拂フモノトス但シ配當金ハ支

拂開始ノ日ヨリ滿參年間之ヲ請求セサルトキハ權利者ハ其ノ權利ヲ失ヒ當會社ノ所得ニ歸スルモノトス

(出文協承認)
あ150028號



新 經 濟 社

昭和十七年七月十八日印刷
昭和十七年七月廿二日發行

〔八、〇〇〇部〕

『鐵鋼統制會の進路』

◎ 壹圓五拾錢

著 者 小日山直登

編 者 重要産業協議會

發行者 三ツ木隆治

印刷者 森島金治郎

發行所 新經濟社

東京市京橋區京橋二ノ一
振替東京一三四二三八番
電話京橋(56) 四九四九番
七八四二番
九二二一番

印刷所・森島印刷所

製本所・小高製本所

配給元 日本出版配給株式會社

東京市神田區淡路町二ノ九

統制會叢書

各册平均 300頁
B列6號瀟洒判

東京市京橋區京橋二丁目一番地

新經濟社

現下の經濟部門に於て統制會を無視しては何等の活動も成し得ぬ事は自明である。統制會叢書はこの統制會活動の線に沿うて統制會に關する凡ゆる問題を捉へ、之を解明して、江湖各層の要望に應へむとして、發刊したものである。

- | | | | |
|-----|-------------|----------------|--|
| | 重要産業協議會書記長 | 帆足計著 | |
| 第1輯 | 統制會の理論と實際 | ¥ 1.50
千 12 | |
| | 企畫院第一課第一課長 | 迫水久常著 | |
| 第2輯 | 金融統制會の進路 | ¥ 1.50
千 12 | |
| | 鐵鋼統制會理事 | 小日山直登著 | |
| 第3輯 | 鐵鋼統制會の進路 | ¥ 1.50
千 12 | |
| | 工業組合中央會專務理事 | 圓地與四松著 | |
| 第4輯 | 工業組合と統制會 | ¥ 1.50
千 12 | |
| | 鑛山統制會理事 | 津田秀英著 | |
| 第5輯 | 鑛山統制會の進路 | ¥ 1.50
千 12 | |

—以下續刊—

刊 振替東京134238番・電話京橋(56)7842・4949番

法令立案者
自身による

統制法令解説叢書

<各册平均200頁・B列6號判>

重要産業統制團體協議會編

- | | | | |
|-----|--------------|---------------|--|
| | 商工省總務局生產擴充課長 | 山本高行述 | |
| 第1輯 | 産業設備營團解説 | ¥ 0.80
千 4 | |
| | 商工省振興部總務課長 | 榎本謹吾著 | |
| 第2輯 | 企業許可令の解説 | ¥ 1.20
千 8 | |
| | 商工省機械局總務課事務官 | 森誓夫述 | |
| 第3輯 | 重要機械製造事業法解説 | ¥ 1.40
千 8 | |
| | 商工省總務局物資動員課長 | 平井富三郎著 | |
| 第4輯 | 重要物資管理營團解説 | ¥ 1.20
千 8 | |
| | 大藏省社會部部長 | 田中豐著 | |
| 第5輯 | 戰時金融金庫解説 | ¥ 1.20
千 8 | |
| | 海務院運輸部第一輸送課長 | 今井田研二郎著 | |
| 第6輯 | 戰時海運管理令解説 | ¥ 1.20
千 8 | |
| | 大藏省理財局外事課長 | 愛知揆一著 | |
| 第7輯 | 南方開發金庫解説 | ¥ 1.20
千 8 | |

《以下續刊》

東京市京橋區京橋2/1・振替東京134238番

厚生省人口問題研究所研究官 關山直太郎著

日本貨幣金融史研究

A列五號
三百三十餘頁
洋布製上製函入
定價三圓
送料二十錢

內容概目

- 告 豫 刊 近
- 第一篇 十人兩替考
 - 第二篇 京都絲割符仲間の鑄錢事業
 - 第三篇 手形雜考
 - 第四篇 英國東洋銀行と我國との關係
 - 第五篇 明治初年に於ける金貨の流出問題とその對策
 - 第六篇 我國に於ける銀本位貨幣法制定計畫
 - 第七篇 貨幣及物價施設に關する青崎祐友の建議
 - 第八篇 舊藩藩の外國負債處分
 - 第九篇 河内丹南藩の藩債
 - 第十篇 竹屋の藩債
 - 第十一篇 信州高遠藩の藩債
 - 第十二篇 明治二年五月の財政に關する御下問書に就て
 - 第十三篇 看板 (Kamhang) 貿易考
 - 第十四篇 長崎貿易に於ける關稅
 - 第十五篇 明治維新に於ける長崎假政廳遣歐使節宛書翰二通
 - 第十六篇 菅沼貞風と其の南方經綸策
 - 第十七篇

東京市京橋區京橋二丁目一番地
振替東京一三四二三八番

新 經 濟 社

923
72

統制會叢書
第三輯
新經濟社
版

終

Y 1.50